

盛土規制法に係る 事業者向け説明会

東部会場：令和7年1月27日（月）午後2時から4時まで
中部会場： " 29日（水）午後2時から4時まで
西部会場： " 31日（金）午後2時から4時まで

静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課

〈本日の説明内容〉

- ①盛土規制法の概要 (15分)
- ②技術的基準 (45分)
- ③許可申請の手続き (35分)
- ④盛土環境条例 (10分)

※質疑事項は、本日の最後にご案内する
問合せフォームからお送りください。

①盛土規制法の概要

1 主な資料のご案内

申請の手引き

パンフレット「静岡県の盛土規制」

住民周知措置実施ガイドライン
解説動画 (Youtube)

盛土規制法の許可申請を行うに当たって、必要な事項を説明する資料



静岡県
盛土規制法に関する申請の手引き

令和7年1月版

静岡県くらし・環境部
環境局盛土対策課

第3節 許可制度と届出制度

第1 許可制度

1 許可の対象

【法中】
(宅地造成等に関する工事の許可)
第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
2～4 (略)

※特定盛土等規制区域については、第30条第1項で同様の規定

(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)
第32条 都道府県は、第30条第1項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認められる場合には、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。

【条例】
(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)
第3条 法第32条の条例で定める規模の特定盛土等は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)第3条各号に掲げるものとする。
2 法第32条の条例で定める規模の土石の堆積は、政令第4条各号に掲げるものとする。

【解説】
本県では条例により、特定盛土等規制区域の許可対象規模を、宅地造成等工事規制区域と同じ規模に引上げているため、表-1.3.1.1に示す規制対象となる行為は、いずれも許可の対象となる。(政令及び省令において許可不要とされているものを除く)

表-1.3.1.1 規制対象となる行為

区分	規制対象となる規模
宅地造成・特定盛土等	① 盛土で高さ1 m超の崖を生ずるもの
	② 切土で高さ2 m超の崖を生ずるもの
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖(①、②を除く)を生ずるもの
	④ 盛土で高さが2 m超(①、③を除く)のもの
	⑤ 盛土・切土の面積が500 m ² 超(①～④を除く)のもの
土石の堆積	⑥ 堆積の高さ2 m超
	⑦ 堆積の面積が500 m ² 超(⑥を除く)

※ 表-1.2.2.3において、イメージ図を含めて例示

1-11項のとおり、分離された崖を一体とみなす場合は全体での崖の高さで判断

⑤のうち面積300 m²以下の土石の堆積は、省令第9条第10号イから許可不要(ただし、規制対象には該当)

1 主な資料のご案内

申請の手引き
パンフレット「静岡県の盛土規制」

住民周知措置実施ガイドライン
解説動画 (Youtube)

許可申請を行うに当たって必要となる、住民への周知を説明する資料

静岡県
盛土規制法
住民周知措置実施ガイドライン

【パターン1】谷埋め盛土

(1) 溪流等の下流に土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている場合
⇒<周知の範囲>溪流等の範囲 (①) + 土砂災害警戒区域（土石流）を含む自治会の範囲 (②)



※ 盛土が溪流等がなく、警戒区域内に存在する場合は、地形条件から版付け盛土又は平地盛土に区分して周知の範囲を決定してください。
※ 土砂災害警戒区域（土石流）の範囲は、静岡県 GIS で公開しています。

(2) 溪流等の下流に土砂災害警戒区域（土石流）が指定されていない場合
⇒<周知の範囲>溪流等の範囲 (①) + 溪流等の直下の人家が存在する自治会の範囲 (②)



※ 「直下の人家」とは、溪流等の範囲から下流側へ100mの範囲にある人家をいいます。

1 主な資料のご案内

申請の手引き

パンフレット「静岡県の盛土規制」

住民周知措置実施ガイドライン
解説動画 (Youtube)

盛土規制法の全体像を分かりやすく説明するためのパンフレット

静岡県 暮らし、環境部 環境局 盛土対策課

令和7年1月版

第1編 はじめに

1 新しい規制へ

盛土環境条例は案段階のもの

令和3年7月に熱海市で起きた土石流災害を踏まえ、従来の宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)が施行されました。

今後は盛土規制法により、盛土等に伴う災害の防止を目的として、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとなります。

さらに、生活環境の保全を目的として、「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例」(通称「盛土環境条例」)では、汚染された土砂等により生活環境への悪影響が生じないように、規制を行います。

人的被害		計	
死者	負傷者	重傷	軽傷
28人	1人	3人	32人

住宅被害				計
全壊	半壊	一部損壊		
53棟	11棟	34棟	98棟	

2 法律・条例等の体系

盛土環境条例は案段階のもの

災害の防止については盛土規制法の枠組みにより、生活環境の保全については盛土環境条例の枠組みにより規制されます。

災害の防止

宅地造成及び特定盛土等規制法

- 宅地造成及び特定盛土等規制法 施行令 (政令)
- 宅地造成及び特定盛土等規制法 施行規則 (省令)
- 宅地造成及び特定盛土等規制法 施行条例
- 宅地造成及び特定盛土等規制法 施行細則

国が全国一律のルールを規定

静岡県が規定 (運用の詳細等)

生活環境の保全

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例施行規則

静岡県が規定 (盛土等に汚染された土砂が使用されないように規制)

1 主な資料のご案内

申請の手引き
パンフレット「静岡県の盛土規制」

住民周知措置実施ガイドライン
解説動画 (Youtube)

盛土規制法の全体像を分かりやすく説明するための解説動画

第1編

はじめに

① 宅地造成等規制法から盛土規制法へ

●被害の状況

人的被害			
死者	負傷者		計
	重傷	軽傷	
28人	1人	3人	32人

住宅被害			
全壊	半壊	一部損壊	計
53棟	11棟	34棟	98棟

●熱海市土石流災害の状況



限定公開のため、
静岡県盛土対策課の
ウェブサイトから
ご覧ください。

令和3年7月に、熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生しました。

Narration by Voice Gate (<https://vidweb.co.jp/voicegate/>)

2 法改正の経緯等

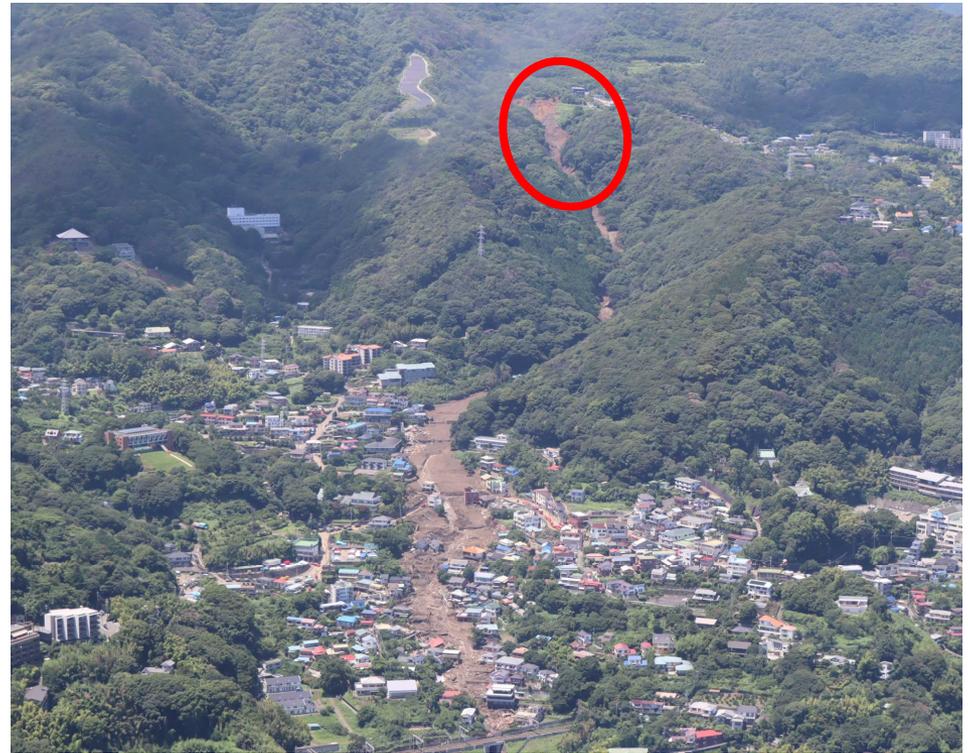
- ・ 熱海市での土石流災害を受け、宅地造成等規制法が盛土規制法へ改正
- ・ 盛土規制法では、「災害の防止」を目的として規制
- ・ 静岡県では、令和7年5月26日から規制開始（静岡市・浜松市除く）

<被害の状況>

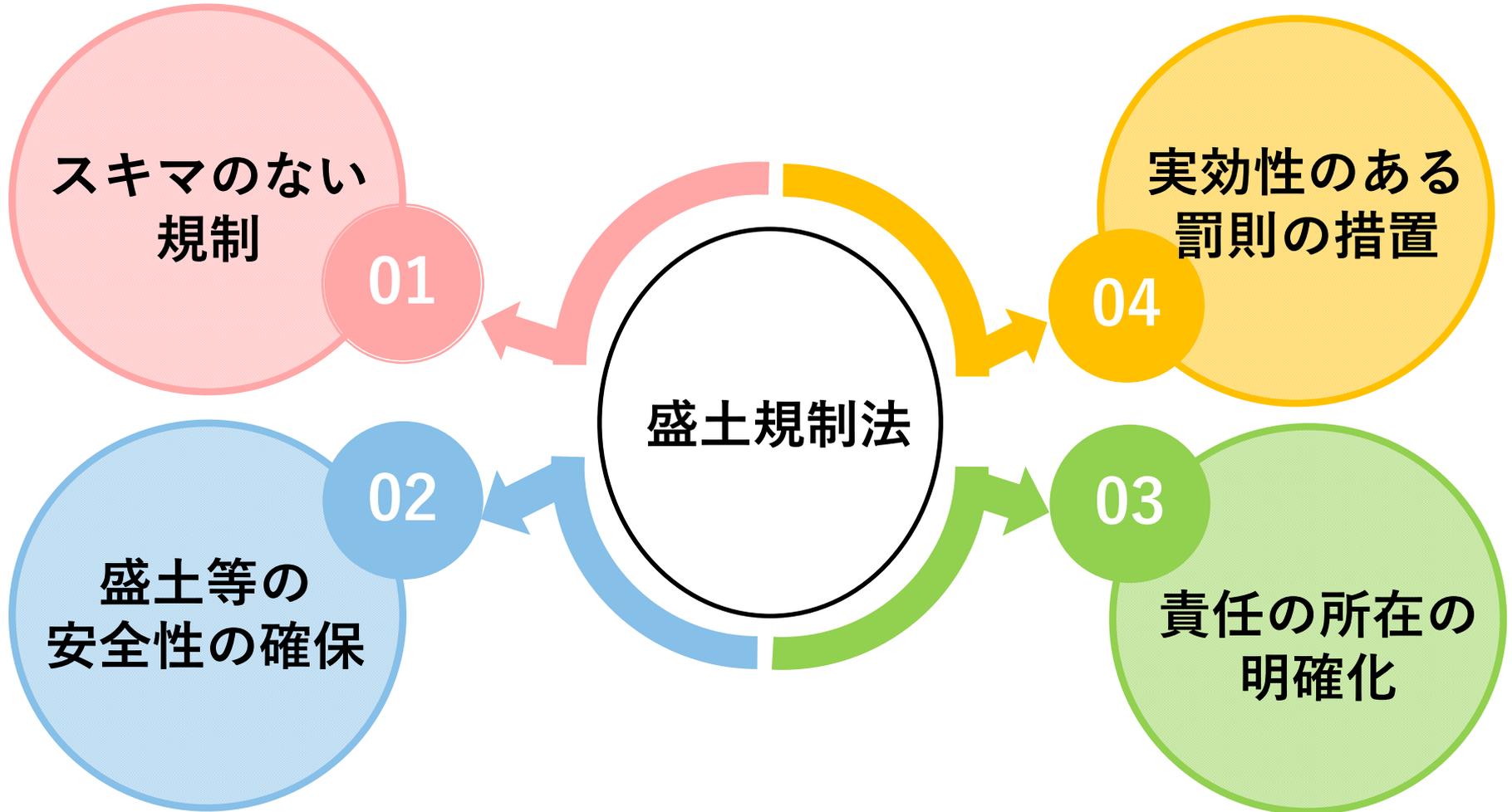
人的被害			
死者	負傷者		計
	重傷	軽傷	
28人	1人	3人	32人

住宅被害			
全壊	半壊	一部 損壊	計
53棟	11棟	34棟	98棟

<被災地の状況>

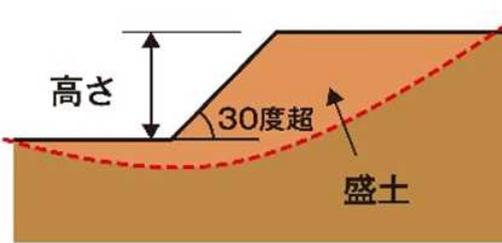
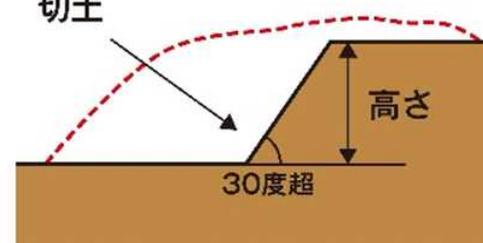
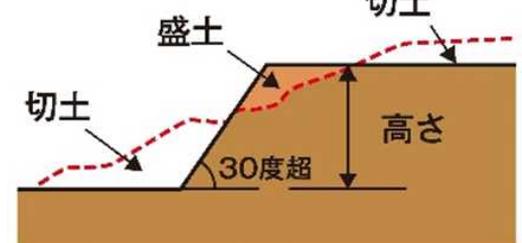
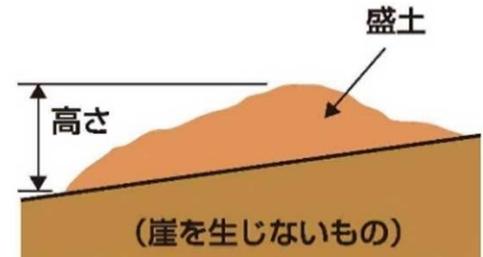
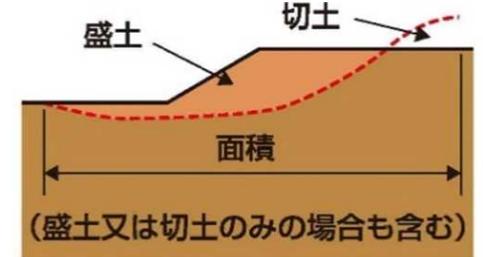


3 盛土規制法のポイント



4 規制対象となる行為

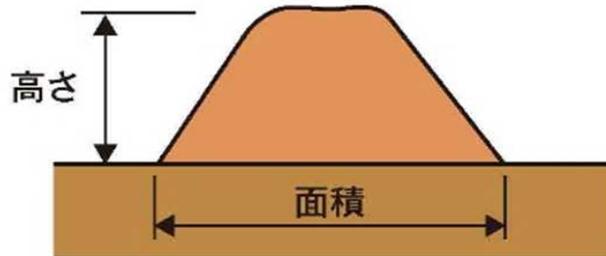
宅地造成・特定盛土等(土地の形質変更) ・ 土石の堆積

<p>①盛土で高さが <u>1 m超</u> の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが <u>2 m超</u> の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、<u>高さが2 m超の崖</u>を生ずるもの (①②を除く)</p>
		
<p>④盛土で高さが <u>2 m超</u> となるもの (①③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の <u>面積が500㎡超</u> となるもの (①②③④を除く)</p>	<div data-bbox="1313 928 1835 1270" style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p>「崖」とは、 地表面が水平面に対し、 角度が30度を超える土地</p> </div>
		

4 規制対象となる行為

宅地造成・特定盛土等(土地の形質変更) ・ **土石の堆積**

⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 となるもの



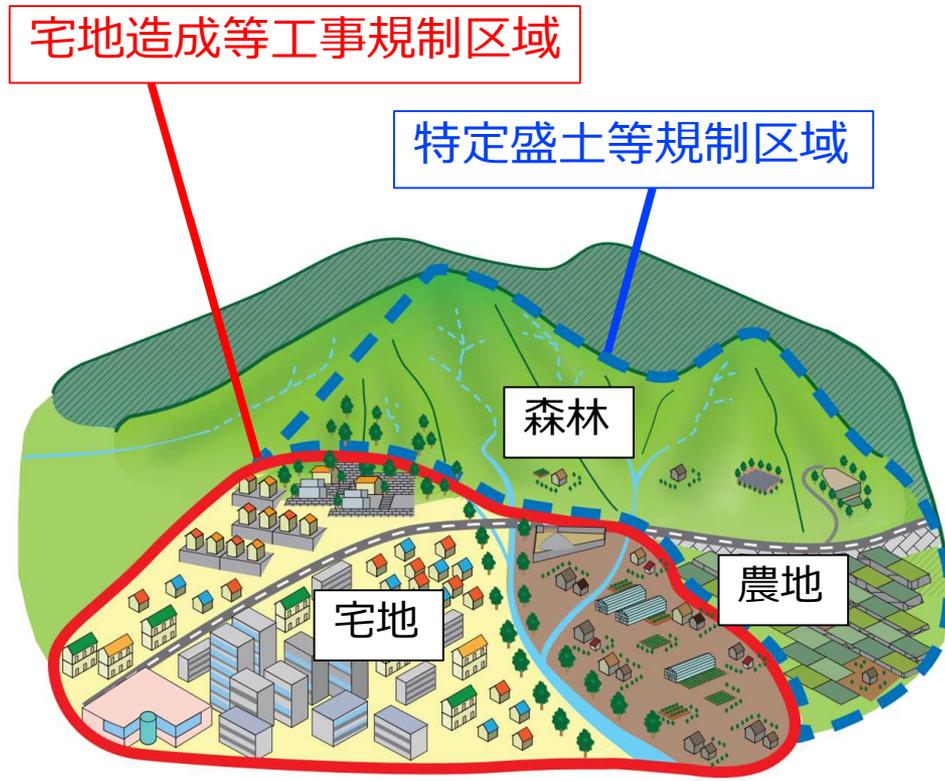
⑦最大時に堆積する 面積が500㎡超 となるもの (⑥を除く)



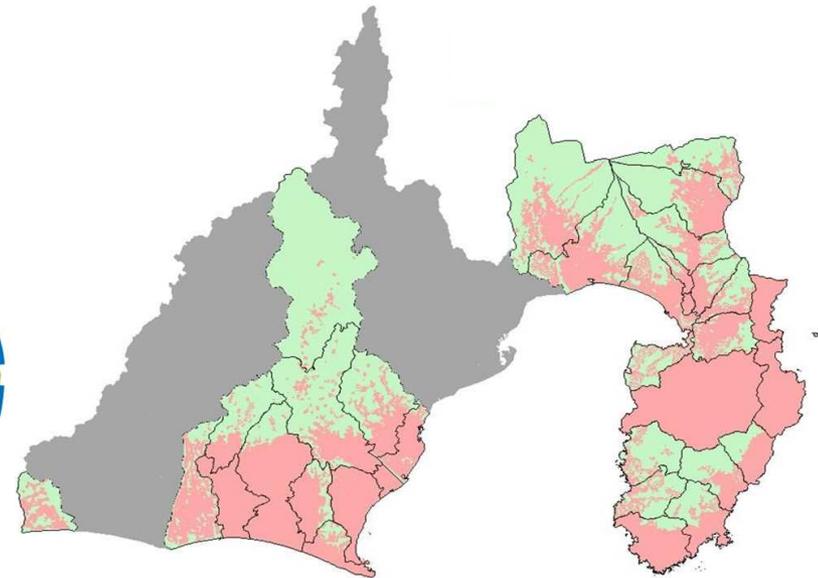
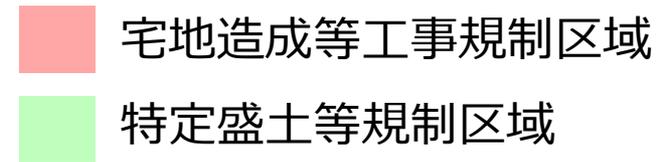
一時的な土石の積み重ねであり、
計画期間後に土石を除却するものが該当します。

5 規制区域

- ・ 規制の対象となる区域のこと
- ・ 静岡県全域（政令市除く）を、規制区域として指定
- ・ 区域は2種類あるが、結果的にいずれの区域でも同じ規制内容



<静岡県の区域図>



※静岡市・浜松市は、各市が指定

6 許可・届出の手続き

- ・規制対象や許可対象の関係は以下のとおり
- ・その他、「擁壁等の除却」や「公共施設用地の転用」も届出が必要

規制対象

許可等不要

政令・省令に定める「災害の発生のおそれがないと認められる工事」

- ・採石法の認可
- ・廃棄物処理業の許可 ほか

許可対象

R7.5.26以降に着手する工事

みなし許可

R7.5.26以降の開発許可 ほか

届出対象

R7.5.25までに着手済の工事

(R7.6.16までに届出が必要)

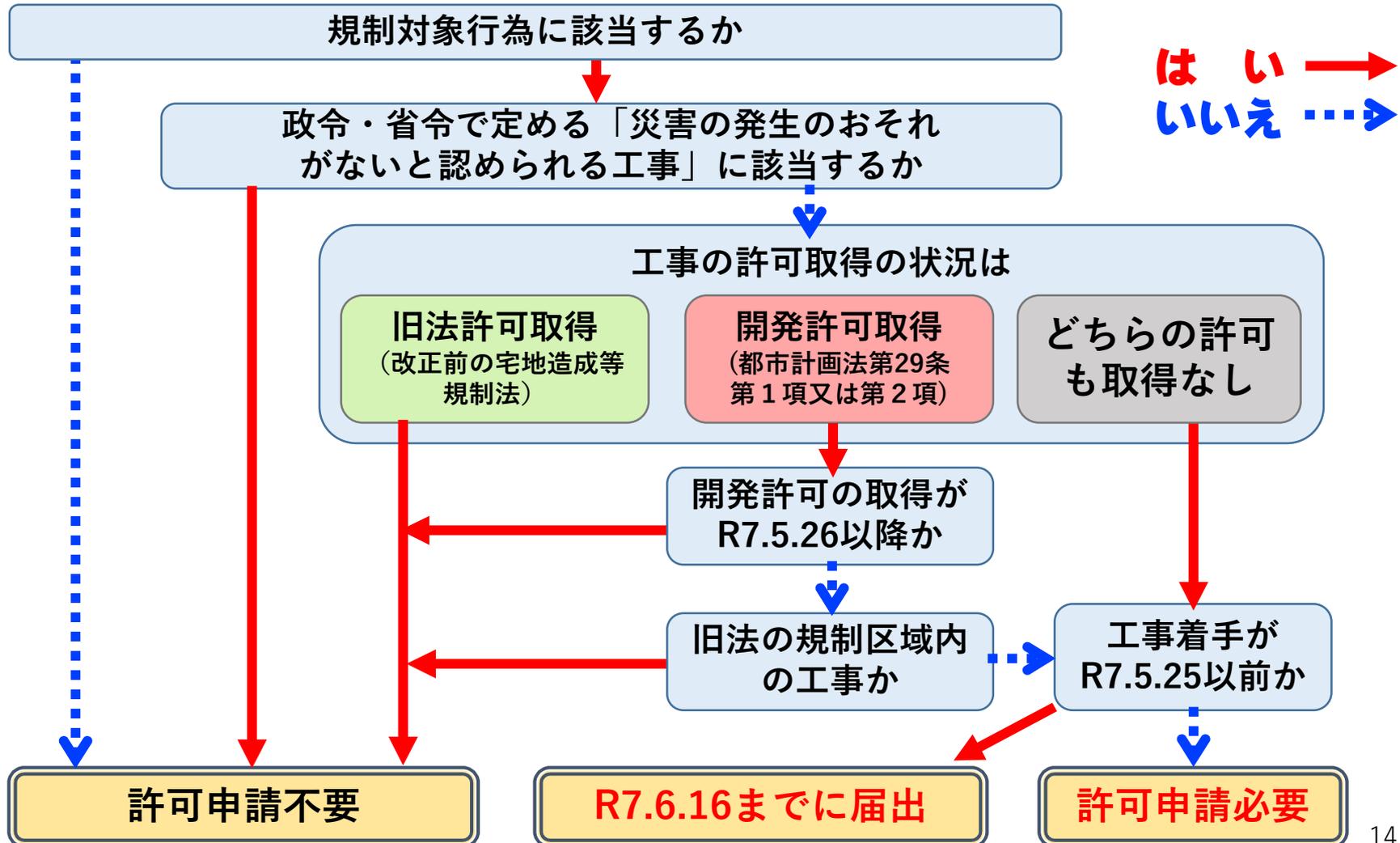
規制対象外

- ・土地の形質維持
- ・公共施設用地での工事 ほか

※ 規制対象であれば、許可や届出が不要であっても、災害防止措置の勧告や改善命令の対象となり得る。

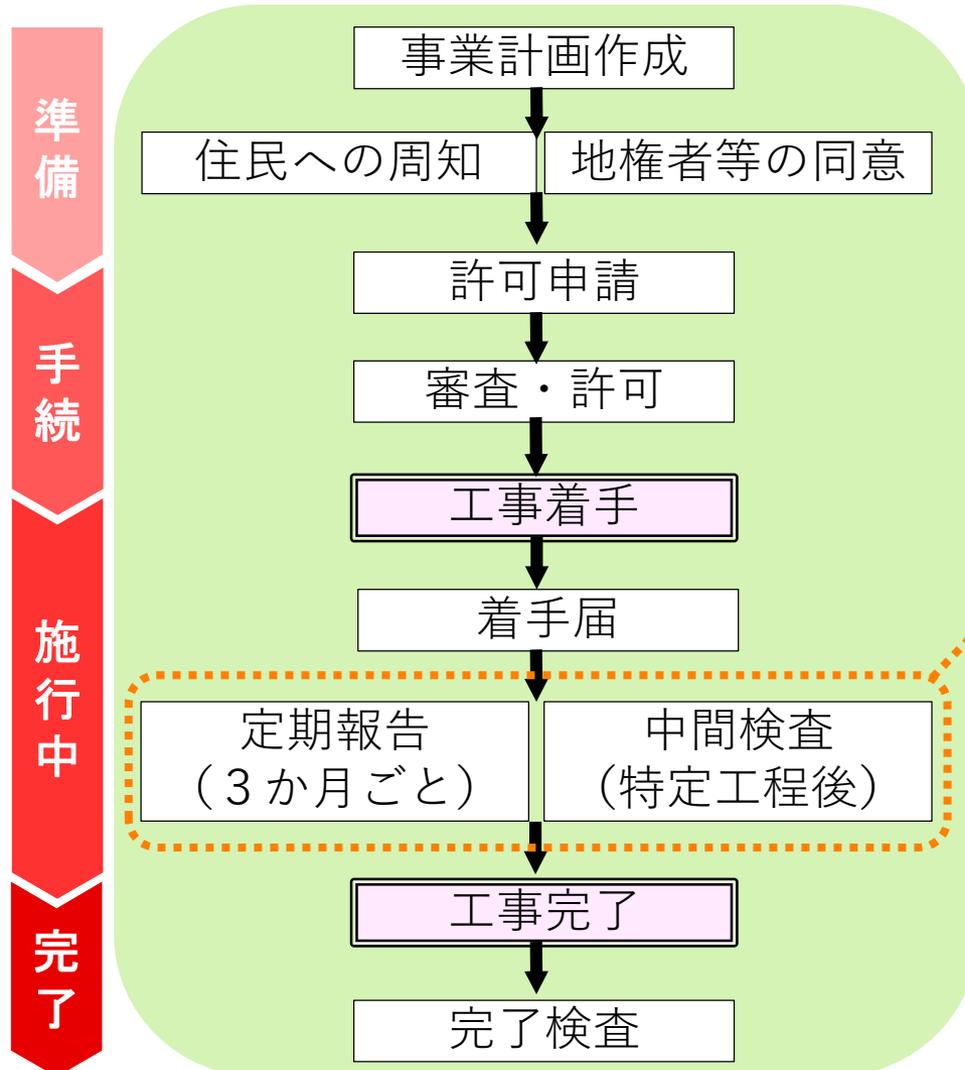
6 許可・届出の手続き

- 規制区域内で行われる行為の手続き判別フロー（公共施設用地除く）



6 許可・届出の手続き

- 盛土規制法の許可を取得して行う工事のイメージは以下のとおり。



<注意>

盛土規制法の手続きとは別に、**盛土環境条例**の手続きが必要となる場合があります。

一定規模以上の場合、以下の対象となる場合があります。

<定期報告>

工事の進捗や防災措置の状況を報告

<中間検査>

「特定工程」が適切に施工されたかを検査

7 監督処分

- ・法令に違反した場合は、重い監督処分の対象となる。

- ・許可の不正取得
- ・許可条件に違反する工事

許可取消し

- ・無許可工事、許可条件に違反する工事
- ・技術的基準への不適合
- ・中間検査の未申請

**工事の施行停止
災害防止措置**

- ・無許可工事
- ・完了検査、土石の除去の完了確認の未実施
- ・中間検査の未申請

**土地の使用禁止・制限
災害防止措置**

8 土地の保全等

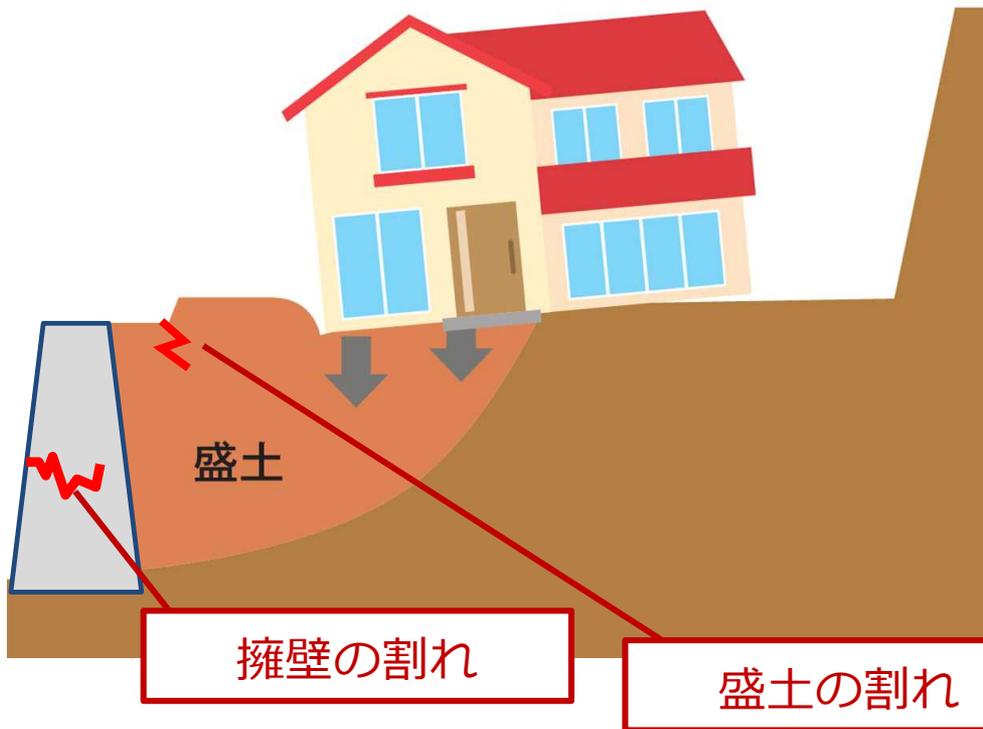
- ・土地の所有者等は、宅地造成等に伴う災害が生じないように、その土地を**常時安全な状態に維持**しなければならない。
- ・災害防止に必要な場合、県からの措置に関する勧告等の対象になる。

規制区域の指定前に行われた盛土等も
勧告・改善命令の対象になります！

<勧告の対象者>

- ・土地の所有者
- ・土地の管理者
- ・土地の占有者
- ・工事主又は工事施行者

<その他の例>



水抜き管の埋塞

9 罰則

- ・法令に違反した場合は、重い罰則の対象となる。
- ・法人の場合、最大で3億円の重課が課せられる。

主な罰則

無許可工事・許可の不正取得

措置命令への違反

技術的基準への違反

3年以下の懲役
又は
1,000万円以下の罰金

中間検査・完了検査での違反

定期報告での違反

その他（改善命令に従わない等）

1年以下の懲役
又は
300万円以下の罰金